

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

令和7年度台湾市場からのインバウンド誘客強化事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度台湾市場からのインバウンド誘客強化事業業務

2 目的

一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）と吉光旅行社、東南旅行社、五福旅行社、喜鴻旅行社、旅遊家旅行社の5社（以下「台湾旅行会社」という。）は、埼玉県の物産観光振興を通じて、互いの発展に資するため、台湾市場からのインバウンド誘客に関する連携協定を結んでいる。本事業は、台湾市場から埼玉県（以下「県」という。）への誘客に向けて台湾旅行会社と継続的な誘客施策の展開を行い、旅行者ニーズに合った魅力的な旅行商品の開発・販売の促進を図り、県内観光関連事業者による磨き上げの意識醸成へと繋げていくものである。

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務概要

- (1) 台湾旅行会社招請ファミツアーの実施
- (2) 台湾旅行会社 BtoB 商談会の実施
- (3) 台湾旅行会社との意見交換会の実施
- (4) 台湾現地プロモーションの実施

5 業務の内容

以下の業務について、第3期彩の国DMO戦略に基づき実施すること。なお、事業効果を高める業務があれば、その都度、協会と協議の上、実施すること。

(1) 台湾旅行会社招請ファミツアーの実施

台湾旅行会社を対象としたファミツアーを以下のとおり実施すること。

実施日程：2泊3日以上

実施回数：2回以上

参加団体：台湾旅行会社（吉光旅行社、東南旅行社、五福旅行社、喜鴻旅行社、旅遊家旅行社）

実施行程：台湾旅行会社各社のニーズを把握した上で、令和6年度に協会が選定した有力コンテンツを中心に、商品造成に確実に繋がられるコンテンツを盛り込んだツアーを造成すること。

※台湾旅行会社各社のニーズや状況に合わせ、一度に台湾旅行会社5社を招聘しない場合も可とする。ただし、全旅行会社を1度以上は招聘すること。

- (ア) ファミツアーを実施するために必要な各種準備及び手配を行うとともに、ファミツアーの実施に係る招請者の交通費、食費、宿泊費等の一切の経費は、受託者が負担すること。

- (イ) ツアー催行中は、本事業の目的を理解した上で適切なガイドが行えるよう、添乗員、ツアーガイドへの資料提供、事前打ち合わせを行うこと。
- (ウ) 招請期間中、埼玉県観光事業者と招請者との意見交換の場を設定する他、今後の台湾からの観光客誘致の参考となるアンケートを実施し、集計及び分析結果を協会に報告すること。またアンケートの内容及び形式は事前に協会の了解を得ること。

(2) 台湾旅行会社 BtoB 商談会の実施

台湾旅行会社と埼玉県の観光事業者が参加する商談会を以下のとおり企画し、実施すること。

実施回数：2回以上

参加団体：(バイヤー)

台湾旅行会社（吉光旅行社、東南旅行社、五福旅行社、喜鴻旅行社、旅遊家旅行社）
(セラー)

台湾旅行会社各社のニーズにあった観光事業者を選定すること、5団体以上、制限なし。

※台湾旅行会社各社のニーズや状況に合わせ、一度に台湾旅行会社5社を招聘しない場合も可とする。ただし、全旅行会社を1度以上は招聘すること。

- (ア) セラーについて、台湾旅行会社各社のニーズにあった観光事業者の他、協会が令和6年度に実施した有力コンテンツ事業にて選定された事業者も候補とすること。
- (イ) 商談会を実施するために必要な資料準備及び会場手配等を行うとともに、商談会の実施に係るバイヤーの交通費、食費、宿泊費等の一切の経費は、受託者が負担すること。
- (ウ) 商談会終了後、セラー、バイヤーそれぞれにアンケートを実施し、集計及び分析結果を協会に報告すること。またアンケートの内容及び形式は事前に協会の了解を得ること。
- (エ) 商談会終了後、成約状況を協会が把握できる仕組みを構築しておくこと。

(3) 台湾旅行会社との意見交換会の実施

台湾旅行会社と協会とが連携協定に基づき、今後の連携施策について意見交換できる場を定期的開催すること。

実施時期：4半期に1回

実施回数：計4回（対面2回、オンライン2回）

参加団体：台湾旅行会社（吉光旅行社、東南旅行社、五福旅行社、喜鴻旅行社、旅遊家旅行社）

ア 意見交換会では活発な議論ができるよう、事前にアジェンダを作成し、双方に共有すること。

イ オンラインでの意見交換会では、接続環境（ZOOM等）の設定及び関係者調整を行うこと。

ウ 対面での意見交換会では、協会職員が直接、台湾旅行会社に訪問することを予定しているため、台湾訪問に向けた調整、案内、通訳、協会作成資料の翻訳などを行うこと。なお、協会職員の渡航費、現地飲食代については、協会負担とする。

(4) 台湾現地プロモーションの実施

台湾旅行会社が造成する埼玉県の旅行商品について、台湾現地でプロモーションを実施すること。

ア プロモーション内容については提案とするが、必ず台湾旅行会社と連携すること。

- イ ポスターやパンフレット、ノベルティなど制作する場合は、事前に協会と協議すること。
- ウ 既存の台湾旅行会社のイベントを通じてプロモーションを実施することも可能とする。
- エ その他、効果的なプロモーション展開策があれば、都度、協会と協議の上、実施すること。

6 KPI設定

上記事業を通じて台湾旅行会社に旅行商品造成を行ってもらい、埼玉県への送客を図ること。

【令和7年度】旅行商品造成20件以上、送客数2,000名以上

7 活動報告

協会に対して定期的に協会が定める実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。なお、報告に際しては、下記の事項に留意すること。

(1) 報告書等の作成及び提出

各業務の実施状況を分かりやすく報告書にまとめ、協会に提出すること。

(2) 報告会

ア 協会と受託者として奇数月に報告会を実施すること（年間計6回）。

イ オンラインで報告会を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。

ウ 報告会が実施できない場合は、協会と受託者として別途協議すること。

8 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、一年間の活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、協会に提出すること。成果物は印刷したもの（カラー1部）及びPDFで提出すること。なお、事業実施報告書の内容については事前に協会の承認を受けること。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として改正個人情報保護法の規定の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協会に返還するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て協会に帰属し、協会は受託者に許可を得ることなくWEB・SNS等での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、協会が成果物等を利用する際に、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、音源、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。